

本庁と区役所の在り方について

令和6年（2024年）3月18日
熊本市 地域政策課

目次

1 区と局の連携

- (1)地域ニーズ反映の仕組みとは
- (2)地域ニーズ反映の仕組みによる解決までの流れ
- (3)令和5年度の協議結果
- (4)協議の詳細

2 各区における要望・相談への対応状況

※参考

- ・ 熊本市自治基本条例
- ・ 熊本市区における総合行政の推進に関する規則

1 区と局の連携

(1)地域ニーズ反映の仕組みとは

(2)地域ニーズ反映の仕組みによる解決までの流れ

(3)令和5年度の協議結果

(4)協議の詳細

1 区と局の連携

(1)地域ニーズ反映の仕組みとは

「熊本市自治基本条例」及び「熊本市区における総合行政推進に関する規則」に基づき、まちづくりセンターなど区役所が把握した、地域のニーズを区と本庁が協議し、市の施策に反映させるための仕組みです。

<熊本市自治基本条例> 抜粋

(区におけるまちづくり)

第35条 本市においては、地域の特性を踏まえた自主的で自立的な、区におけるまちづくりを、区役所の拠点性を生かしながら、推進します。

2 区におけるまちづくりは、区の住民が主体的に取り組むよう努め、区長その他のまちづくりに携わる市の職員との協働により行います。

3 前項の場合において、区の住民及び区長その他のまちづくりに携わる市の職員は、次の事項を考慮して取り組みます。

(1)地域の情報を収集し、その情報を区の内外に発信すること。

(2)地域における課題を的確に把握すること。

(3)地域における課題の解決に向けて関係者の合意形成に努めること。

(4)地域における多様な主体と連携すること。

<熊本市区における総合行政の推進に関する規則>

(目的)

第1条 この規則は、区役所及び局等が区の区域内において行う事務事業について、その計画、実施、管理及び運営に関する相互の連絡調整を円滑にすることにより、区における総合的な行政の推進を図り、もって市民の満足度の向上と行政の効率的な運営に資することを目的とする。

1 区と局の連携

(1)地域ニーズ反映の仕組みとは（つづき）

＜熊本市区における総合行政の推進に関する規則＞ 抜粋

（情報の提供及び協議）

第4条 局長等は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、特に重要と認めるときは、関係する区長に情報を提供し、当該区長の求めに応じて協議するものとする。

- （1）事務事業の計画を策定し、又は変更する場合
- （2）事務事業を実施するに際して、町内自治会その他の団体の協力を求める場合
- （3）市民から局等に対して陳情等がなされた場合及びこれらに対する回答をする場合
- （4）工事に着手する場合及び当該工事が完成した場合
- （5）イベント、講演会その他の行事を実施する場合
- （6）その他局等が事務事業を実施する場合

（地域情報の収集等）

第5条 区長は、当該区における市民の要望その他の地域に関する情報（以下「地域情報」という。）を積極的に収集しなければならない。

- 2 区長は、地域情報を区役所内において共有し、必要に応じて他の区長への提供に努めなければならない。
- 3 区長は、地域情報のうち局等が所管する事務事業に関するものを、関係する局等に対し提供するよう努めなければならない。
- 4 区長は、地域情報を踏まえた行政課題（以下「地域課題」という。）を解決するため、関係する局長等に対し必要な措置を講ずるよう要請することができる。この場合において、当該局長等は、その実現に努めなければならない。

1 区と局の連携

<熊本市区における総合行政の推進に関する規則> 抜粋

(地域課題調整会議)

第6条 地域課題の解決を図るため、地域課題調整会議を置く。

- 2 地域課題調整会議は、副市長、文化市民局長、政策局長、財政局長、地域課題に関係する区長及び局長等その他副市長(市長が指名する副市長に限る。次項において同じ。)が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 副市長は、会務を総理し、地域課題調整会議を主宰する。
- 4 前3項に規定するもののほか、地域課題調整会議の運営について必要な事項については、別に定める。

(文化市民局長による調整)

第7条 文化市民局長は、区における総合的な行政の推進を図るため、区長若しくは局長等から要請のあったとき又は特に必要があると認めるときは、区長及び局長等との間の必要な調整をすることができる。

1 区と局の連携

(2)地域ニーズ反映の仕組みによる解決までの流れ

【まちづくりセンター等による地域ニーズの収集】
直接の要望、アンケート、意見交換会、ワークショップなど

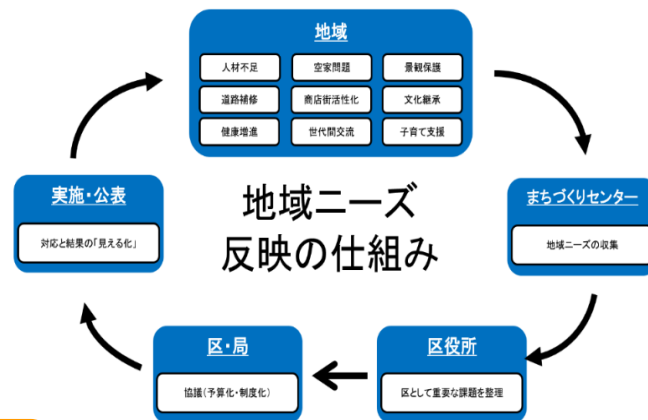
区重要課題の選定

日常的な調整による解決

【区・局協議】
担当者協議 → 課長協議 → **区長・局長協議(地域課題調整会議)**

予算化・事業化・制度化

事業の実施・見える化



1 区と局の連携

(3) 令和5年度の協議結果

● まちづくりセンターで受けた日常的な相談・要望件数・・・504件／令和4年度(2022年度)中

	その他 市政全般	環境・緑化	経済・農業	健康・福祉	子育て こども	人権・学び 文化・スポーツ	地域活動 全般	都市づくり 景観・公園	防災	防犯	総計
中央区	5	33	0	1	0	1	12	21	1	2	76
東区	4	25	2	4	1	6	24	18	3	3	90
西区	2	35	2	0	0	0	10	19	5	3	76
南区	10	18	1	5	0	2	20	81	9	1	147
北区	6	44	0	3	1	1	14	38	6	2	115
計	27	155	5	13	2	10	80	177	24	11	504

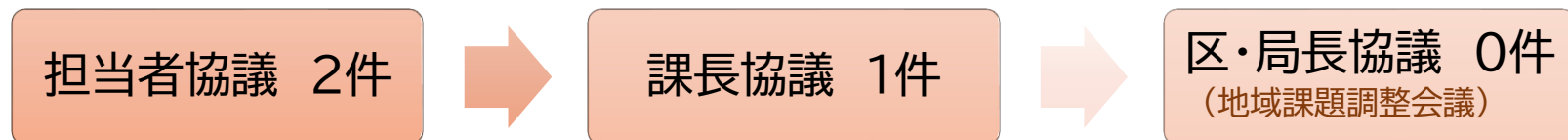


● 令和5年度 地域ニーズ反映の仕組みの課題数・・・3件

中央区	東区	西区	南区	北区
0件	1件	1件	0件	1件



● 協議の流れ



1 区と局の連携

(4)協議の詳細

●【東区】 自治会の負担軽減について 【課長協議】

自治会役員等の高齢化や担い手不足が深刻化している。市から自治会への依頼事項の必要性を精査するなど、負担軽減を図れないか。

【協議結果】

市から自治会への依頼事項について調査を実施し、負担軽減策を各区と連携して検討する。【地域活動推進課】

●【西区】 熊本市災害時要援護者名簿の校区防災連絡会への提供について 【担当者協議】

日頃から各地域団体が連携し情報を共有することで、避難情報等の災害情報が出された際に区及び地域で迅速に対応することを目的に、要援護者登録者名簿の提供先を拡大するよう検討して欲しい。

【協議結果】

災害時要援護者避難支援制度における要援護者登録者名簿と、避難行動要支援者名簿の一本化を含めた制度見直しを検討しており、見直しの中で、名簿提供先についても検討、整理を行う。【健康福祉政策課・防災計画課】

1 区と局の連携

(4)協議の詳細

●【北区】 破損している市所管の看板類 【担当者協議】

合併後、観光名所や史跡の看板等について、破損や誤表示(旧町の組織名称)状態のものが散見され、観光振興や景観上の観点からも好ましくないため、今後の対応を検討してほしい。

【協議結果】

指定文化財の看板等については優先順位を定め、計画的に更新を行う。但し、旧町時代の指定を解除された文化財の看板等については、調査の進展により再指定する時期に合わせて更新予定。それ以外については地域の要望等を踏まえて関係部署と協議しながら修正や撤去など可能な対応を図りたい。【文化財課】

観光政策課所管の看板等については、地域から要望があっている優先度の高いものから順に修繕・撤去等の対応を行っていく。【観光政策課】

郷土文化財制度(地域の文化資源や保存継承活動を顕彰する制度)に認定されると、看板等の修繕や更新に対し支援することも可能である。【文化政策課】

2 各区における要望・相談への対応状況

- まちづくりセンター(H29～R4実績)
- 土木センター(R3～R4実績)
- 対応が困難な代表的な事例

2 要望・相談への対応状況について【中央区】

まちづくりセンター（H29～R4実績）

分野	その他の市 政全般	環境・緑化	経済・農業	健康・福祉	子育て・こ ども	人権・学び 文化・スポー ツ	地域活動全 般	都市づく り・景観・ 公園	防災	防犯	合計	内訳	
中央区	28	95	2	10	0	3	72	145	19	18	392	対応済	312
												対応中	80
												その他	0

(件)

土木センター（R3～R4実績）^(件)

中央区 土木セ ンター	区分	R3°	R4°
	道路	1,707	1,806
	河川	150	119
	公園	471	392
	計	2,328	2,317

対応が困難な代表的な事例

分類	所属	件名	要望要旨	対応	対応が困難な背景
都市づくり・景 観・公園	中央区 土木センター 維持課	・道路に隣接する空き家、老朽家屋への対応	道路に隣接する空き家、老朽家屋に関する要望（外壁落下、樹木越境など）が近年増加している。	道路への外壁落下や樹木越境などの要望があった場合、早急に現地を確認し、通行者の安全確保のための措置（カラコン設置等）を行う。あわせて、法務局で所有者を確認するなど、所有者に対応依頼の通知文を発送している。しかしながら、所有者の特定に時間がかかるなど、早急な対応が難しい場合は、行政によりネット設置や樹木剪定などの安全対策を実施している。	本来、所有者の責任のもと、対応していただくことになるが、相続登記がなされていないなど所有者特定が困難な場合も多い。また、病气、高齢、困窮等の理由により、すぐに対応いただけないケースが増えている。
環境・緑化	中央区 まちづくりセ ンター	・野良猫への餌やり ・野良猫による糞害	・野良猫の世話をせず、餌をやる人がいる。注意するが言うことを聞かない。 ・不妊去勢手術をしないので、子猫が増えてしまう。 ・近隣の家や神社などに糞尿の被害があっている。	動物愛護センターへ情報提供を行い、同センター職員から、餌やりをしている本人に指導を依頼。 また、同センターの助言をもとに、猫が寄りつかない対策、チラシやポスターによる呼びかけなどを実施した。	地域の環境衛生に影響する問題だが、餌やりする人に対して何ら強制力を持たず、猫が寄りつかない対策も確実に効果が出るわけではないことから、問題解決に直結できるようなアドバイスができない。

2 要望・相談への対応状況について【東区】

まちづくりセンター（H29～R4実績）

(件)

分野	その他の市政全般	環境・緑化	経済・農業	健康・福祉	子育て・子ども	人権・学び・文化・スポーツ	地域活動全般	都市づくり・景観・公園	防災	防犯	合計	内訳	
東区	113	232	11	84	9	20	494	324	77	56	1,420	対応済	1,319
												対応中	95
												その他	6

土木センター（R3～R4実績）(件)

東区 土木センター	区分	R3°	R4°
	道路	552	753
	河川	120	163
	公園	703	627
	計	1,375	1,543

対応が困難な代表的な事例

分類	所属	件名	要望要旨	対応	対応が困難な背景
都市づくり・景観・公園	東区土木センター維持課	水路、公園の剪定・除草	水路や公園に民地からの樹木・雑草が越境し、水路の流れを妨げたり、公園の利用に影響がでるなど、景観・環境が悪化しているため、除草・剪定をしてほしい。	民地の樹木の枝や雑草が、水路敷にはみ出している場合は、所有者へ対応をお願いしている。	民地の樹木の枝や雑草については、所有者に剪定等の協力をお願いしているが、費用面などからすぐに対応されない場合がある。
都市づくり・景観・公園	東部まちづくりセンター	空家所有者への指導・空き家について	少なくとも5～6年は誰も住んでいない2件の空き家があり、全く管理されておらず草木が茂り、倒壊の危険性がある。 周りの住民も迷惑しており2年程前にまちセンへ相談。空家対策課に話をしてもらったが、状況が変わっていない。 町内として早急に撤去してもらいたいと考えているが、住民の署名を集めればいいのか？いい方法を教えてほしい。	○各関係機関へ確認。 ・現地は各種メーターもない家で木が茂る状況であり、相談者の連絡先を空家対策課に伝え対応を依頼。（東部まちセン） ・2軒の所有者は別々と把握はできている。2軒とも行政が強制的に何かできる状況ではない。近隣から裁判所に申し立てると事態が動く可能性はあるかもしれない。（空家対策課） ○相談者へ確認事項を報告。 ○相談者より、住民から申し立てれば市が強制的に撤去してくれるような状態ならば動こうと思っていた。 現状、市としても対応困難とわかったので、しばらく様子を見ることにすること。	空家の所有者が対応するよう静観するしかない。 市民が「不安な空家」と感じても、法律における「特定空家」とは差異があるため、相談を受けても対応しきれないケースがある。
まちづくり・地域活動	託麻まちづくりセンター	平成28年熊本地震による被災した忠霊塔修繕	小学校2校の敷地内に建立されている忠霊塔が平成28年熊本地震で被災(倒壊等)したままとされており、忠霊塔の所有者である遺族会が復旧費用を捻出できないため、行政に全額負担で対応してもらいたいとの要望。	過去に遺族会が熊本市地域コミュニティ施設等再建支援事業(補助率1/2、補助上限額1,000万円)を活用しようとしたが、1/2の自主財源がなく断念された。 市補助事業以外での財源や解決策がないか調べているが、現時点では打開策がなく、地域団体からの支援も検討されているが、先行き不透明な状況。	遺族会の自主財源の持ち出しが見込めないことから、市補助事業以外での解決策を見出す必要があるが、現時点では、その方法が見つからない状況である。

2 要望・相談への対応状況について【西区】

まちづくりセンター（H29～R4実績）

(件)

分野	その他の市政全般	環境・緑化	経済・農業	健康・福祉	子育て・子ども	人権・学び・文化・スポーツ	地域活動全般	都市づくり・景観・公園	防災	防犯	合計	内訳	
西区	179	249	19	19	1	6	102	246	75	32	928	対応済	871
												対応中	54
												その他	3

土木センター（R3～R4実績）

(件)

西区 土木センター	区分	R3°	R4°
	道路	1,130	1,445
	河川	152	199
	公園	372	374
	計	1,654	2,018

対応が困難な代表的な事例

分類	所属	件名	要望要旨	対応	対応が困難な背景
都市づくり・景観・公園	西部まちづくりセンター	公園の新設	再開発による人口増加に伴い、子育て世代及び出生数が増加傾向にあることから、子育て環境充実のため、新たな公園を整備してほしい。	当該地域に新たな公園用地がないため、河川敷を代替案として、本庁担当局と検討を行ったが、実現困難との判断だった。	西区の一人当たり公園面積は、本市全体の3倍弱と充実している。また、河川敷は土地が低く、水没、汚泥の堆積などの維持管理面での課題が多い。
都市づくり・景観・公園	西区土木センター総務課	道路への越境樹木	道路の上空に民地の木が越境しており、葉が民地や道路に大量に落ちて来るので、どうにかしてほしい。	所有者へ剪定などの対応を依頼した。	対応できる費用がないとして、交渉に応じてもらえず、民地の木を公費で切ることはできないと説明するも、理解を得られていない。
都市づくり・景観・公園	西区土木センター維持課	道路等(水路、河川、公園)の維持管理(除草、浚渫、道路補修、交通安全施設の補修、公園施設の補修など)	道路等(水路、河川、公園)の除草・浚渫および道路や公園等の補修をしてほしい。	順次現地確認を行い、契約業者及び職員により、除草や補修、修繕をしている。	管内は維持管理する箇所が多岐に渡り、業務量も膨大である。除草は夏場に多くの苦情があり、作業時期が集中してしまう。

2 要望・相談への対応状況について【南区】

まちづくりセンター（H29～R4実績）

(件)

分野	その他の市政全般	環境・緑化	経済・農業	健康・福祉	子育て・こども	人権・学び・文化・スポーツ	地域活動全般	都市づくり・景観・公園	防災	防犯	合計	内訳	
南区	184	258	42	47	5	10	255	584	136	45	1,566	対応済	1,424
												対応中	141
												その他	1

土木センター（R3～R4実績）

(件)

南区 土木センター	区分	R3°	R4°
	道路	1,389	1,746
	河川	193	261
	公園	285	316
	計	1,867	2,323

対応が困難な代表的な事例

分類	所属	件名	要望要旨	対応	対応が困難な背景
都市づくり・景観・公園	南区土木センター維持課 まちづくりセンター	・道路・水路・公園の除草	・道路・水路・公園で草木が繁茂し安全面や景観、環境が悪化している。 ・早急に除草・剪定をしてほしい。 ・国、県、市で実施する時期がバラバラなので時期を合わせてもらいたい。	・道路・水路・公園区域に「はみ出した草木については当課で対応をしている。 ・民地や国、県管理地の草木が道路・水路・公園等市管理区域にはみ出している場合は、所有者へ対応をお願いしている。	・草木は民地の所有者に協力をお願いしているが、対応されない場合はそのまま未対応の状態。 ・安全・環境面で支障がある場合には所有者に連絡の上、支障となる草木の撤去をすることもある。 ・除草面積が広く、時期も集中することから早急な除草や回数増の要望に対して迅速な対応ができない。
その他(ごみ・環境・衛生)	総務企画課 まちづくりセンター	・空き家の維持管理	・空き家が崩れかかっている。 ・草木が生い茂っている。 ・猫が住みついている。 ・ハチの巣が出来ている。 などの対応依頼	・現地確認後に、空家対策課及び関係部署へ対応を依頼。また、状況を相談者に伝達してもらうように依頼。	・関係部署からは、所有者や相続人への文書送付での対応に留まるため根本的な解決にはならず、定期的に同様の相談を受けることになる。 ・野良猫が発生しない取組が必要。
その他(ごみ・環境・衛生)	総務企画課 まちづくりセンター	・不法投棄への対応 ・ゴミ出しルールの遵守	・ゴミステーションや道路沿いへの不法投棄があり、改善を求めたい。 ・ゴミ出しのルールを守らない住民や資源ごみの持ち出しがあるが、看板を設置しても抑止力がないため、防犯カメラ設置への補助金を新設してほしい。	・地域担当職員による現地確認を行い、区総務企画課へ繋ぐ。対応としては、集めた不法投棄ゴミの収集や看板の設置。 ・現時点で補助金の交付はないため、区総務企画課へ要望内容を伝達。	・根本的な解決にはならず、慢性的にゴミの不法投棄が行われて、自治会が苦慮される。 ・ニーズは多いが、補助金のメニューとしていないので、現状維持となる。
その他(その他市政全般)	天明まちづくりセンター	・墓地の維持管理者	・共同墓地を維持管理している人や所有者の連絡先、墓地の住所について教えてほしい。	・市営や市への届け出のない共同墓地は把握できない。 ・把握できないものについては自治会長へ聞き取りを行いわかる範囲内で伝えている。	・自治会長に聞いてもわかる場合が少なく、解決策がないため、将来的に墓地が荒れて管理するものがいなくなってしまう。

2 要望・相談への対応状況について【北区】

まちづくりセンター（H29～R4実績）

分野	その他の市政全般	環境・緑化	経済・農業	健康・福祉	子育て・子ども	人権・学び・文化・スポーツ	地域活動全般	都市づくり・景観・公園	防災	防犯	合計	内訳	
北区	192	375	19	48	2	9	270	458	77	65	1,515	対応済	1,364
												対応中	141
												その他	10

(件)

土木センター（R3～R4実績）^(件)

北区 土木センター	区分	R3°	R4°
	道路	791	1,375
	河川	84	84
	公園	369	300
	計	1,244	1,759

対応が困難な代表的な事例

分類	所属	件名	要望要旨	対応	対応が困難な背景
環境・緑化	北区管内まちづくりセンター	・所有者不明の除草、伐採 ・管理放棄土地の除草、伐採	隣地の草・樹木が、敷地内に侵入するなど、管理されておらず、台風などの際に、家屋に損害が生じるなど懸念される状況。所有者は不明であることや、管理の意思がない、ということもあり、行政に対応を要望されたもの。	地域担当職員にて現地確認のうえ、土木センター、総務企画課（環境班）とも協議。 行政は対応できないことを伝える。	民地間のことであれば、危険空家や雑草条例に該当するような状況でない限り行政は介入はできず。伐採や高木剪定等、費用面の負担が生じることや、住民間の軋轢を生むことへの抵抗から、行政に対応を望まれるケースは多い。
都市づくり・景観・公園	北区土木センター	道路の除草	・道路通行に支障があるため早急に除草してほしい。	担当職員にて現地調査を行ったうえで、業務委託（単価契約）等による除草対応を行っている。	管理延長が長く、また、苦情・要望の時期と作業時期も集中するため、適切な時期に対応できないこともあり、同一案件で複数回苦情・要望を受ける場合もある状況。 また、近年の労務費高騰・経費高騰に応じた予算配当も十分でない中、業務委託や直営業務以外にも担当職員が自ら除草対応することもある状況。 ※適切な時期に対応できないケースや、職員自ら除草対応することが多くなっている。
都市づくり・景観・公園	北区土木センター	公園の除草、剪定	・公園利用に支障があるため早急に除草してほしい。 ・枝折れや隣接地への越境、道路へのはみ出しがあるため剪定してほしい。	担当職員にて現地調査を行ったうえで、業務委託（単価契約）等による除草、剪定対応を行っている。	管理公園が多く、また、苦情・要望の時期と作業時期も集中するため、適切な時期に対応できないことがある状況。 また、近年の労務費高騰・経費高騰に応じた予算配当も十分でない中、業務委託以外に直営業務及び担当職員が自ら対応することもある状況。 ※適切な時期に対応できないケースや、職員自ら対応することが多くなっている。
都市づくり・景観・公園	北区土木センター	水路、河川の除草、浚渫	・水路、河川断面を阻害しているため早急に除草、浚渫してほしい。	担当職員にて現地調査を行ったうえで、業務委託（単価契約）等による除草、浚渫対応を行っている。	管理延長が長く、また、苦情・要望の時期と作業時期も集中するため、適切な時期に対応できないことがある状況。 また、近年の労務費高騰・経費高騰に応じた予算配当も十分でない中、業務委託以外に直営業務にて対応することが多くなっている。